

# 除雪車両公売公告

県有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条の規定に基づき公告する。

令和7年10月3日

福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人

## 1 入札に付する財産

除雪ドーザ

- (1) 車種及び車名 除雪グレーダ 福島000る547（コマツ）
- (2) 登録年月日 平成17年10月21日
- (3) 総重量 15,800kg
  
- (4) 車検満了日 令和7年10月20日
- (5) 最低売却価格 1,320,000円 見積書比較価格1,200,000円
- (6) その他仕様等 別添車検証のとおり

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 福島県内に本店がある建設業者若しくは建設車両整備業者であること。
- (2) 次に掲げる者以外の者であること。
  - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - カ 法第238条の3第1項に該当する者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第32条第1項各号に掲げる者

## 3 入札参加申込の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申込書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができない。

## 4 入札参加資格確認に必要な書類の提出等

(1) 契約条項を示す期間及び場所

ア 期間 令和7年10月3日（金）から10月22日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 場所 福島県猪苗代土木事務所  
〒969-3121 耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地  
電話 0242-62-3102

(2) 入札参加資格確認申込みに必要な書類の提出

ア 受付期間 令和7年10月3日（金）から10月15日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所 (1)のイに同じ

ウ 提出部数 申込書 1部

エ その他 書類の提出は持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は必着とする。

(3) その他

ア 引渡日から1年間、県内で使用すること及び第三者への譲渡を禁止する。  
なお、老朽化が著しく部品としてしか取り扱えない場合は条件としない。

イ 提出書類の作成に要する費用は、申込者の負担とする。

ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

5 現地説明会の日時及び場所

随時対応。前日までに連絡すること。

6 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果については、書面で順次、申込者に通知する。

7 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年10月23日（木）午前10時00分

(2) 場所 猪苗代土木事務所会議室

(3) その他 入札に当たっては、入札参加資格の確認結果通知書の写しを持参すること。

8 入札方法

(1) 郵送による入札は認めない。

(2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を持参すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

(4) 入札参加者は、2の各号に掲げる者を入札代理人にすることができない。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札保証金入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

イ 入札保証金を返還する場合は、利息は付さない。

ウ 落札者が落札の日から一定期間内に契約しないときは、入札保証金は県に帰属する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなら

ない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

1 0 入札の取りやめ又は延期

入札を取りやめ、又は延期する場合には、福島県ホームページへの掲載により公告する。

1 1 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

1 2 契約の締結

落札者は、落札の日から一定期間内に契約を締結しなければならない。

1 3 その他

その他不明な点については、福島県猪苗代土木事務所（耶麻郡猪苗代町字梨木西70 電話0242-62-3102）に照会すること。